

【定期採用】日本学生支援機構給付奨学金および授業料減免 申請方法について

日本学生支援機構給付奨学金および授業料減免の募集について案内します。学生本人の責任において申請する奨学金ですので、各種手続き・問い合わせは学生本人が行ってください。

※家計急変を事由として申請する場合は、本手続きとは別の申請が必要です。

■対象 学部生（休学中、留学中、成績不振による留年、成績不振により修業年限内での卒業見込みがない方は申請ができません。留学生、高校卒業等から2年が経過している方は、詳しい資格要件の確認が必要です。その他要件あり）

■支給始期 一次採用（春）で採用された場合：4月分から支給
二次採用（秋）で採用された場合：10月分から支給

■支給金額・減免金額 「給付奨学金案内」（以下「案内」）または日本学生支援機構 HP で確認
※第一種奨学金と併用する場合、給付奨学金に採用されると第一種奨学金の金額が自動的に調整されますのでご注意ください（「案内」p15 参照）

■申請の流れ

① 説明会に参加する。

- 一次採用（春）の場合は4月頃、二次採用（秋）の場合は9月頃に説明会を実施しますので、申請を検討している方はご参加ください。
- 説明会の詳細は UNIPA でお知らせします。

② 給付奨学金案内（以下「案内」）および進学資金シミュレーターを利用し、自分が支援の対象に該当するかどうかを確認する。

※一次採用（春）では、前々年分の収入情報が審査対象となりますが、二次採用（秋）では前年分の収入情報が審査対象となります。

（例）2024 年 4 月 に申請する場合⇒2022 年分（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入情報で審査

2024 年 10 月 に申請する場合⇒2023 年分（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入情報で審査

※二次採用（秋）に申請した方は、生計維持者に変更がない限り翌年度の一次採用（春）でも同じ結果が出ます。

③ 必要書類を揃え、学生課へ提出。

- 必要書類の詳細や提出時期は説明会でお話しします。
- 提出された書類を学生課で確認し、不備がなければネット入力に進んでいただきます。

④ ネット入力から一週間以内に、マイナンバーを日本学生支援機構へ郵送する。

- マイナンバー提出書のセットは学生課で配布します。入力後に各自で郵送してください。

⑤選考結果の通知

- 不備がなく審査が進んだ場合、申請から約 2 か月後に大学宛に選考結果通知書が届きます。
- 奨学金の振込日は、原則、毎月 11 日です。（例）4 月に申請⇒初回振込日 6 月 11 日（予定）

≪給付奨学金(定期採用)提出書類一覧≫

(家計急変による給付奨学金への申請は、提出書類が異なります。)

対象	提出書類
全員 が必ず提出するもの	● スカラネット入力下書き用紙(給付奨学金・貸与併用申込み用)の写し 「案内」の中に挟み込まれています。必要事項をすべて記入してください。 ※原本を提出しないでください。
	● 学生本人名義の普通預金口座の通帳の写し
	● 給付奨学金確認書 「案内」の巻末に掲載されています。
	● 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A 様式1)
	● 成績証明書 1年生・編入生：卒業・転出した学校の成績証明書 2年生以上：大学の成績証明書（本館2階の自動証明書発行機で取得可能）
該当者のみ が提出するもの	【通学形態が自宅外の場合】 ● 「通学形態変更届(自宅外通学)」※所定様式 ● 自宅外通学者であることを示す証明書類 アパートの賃貸借契約書のコピー、入寮証明書のコピー等
	【「案内」p8の学業要件を満たさない場合】 ● 学修計画書(クラス担任等の署名必要) 対象となる方へは学生課から別途連絡します。
	以下◎の資料を提出する場合、必要事項を記入のうえホチキス止めして提出してください。
	【生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合】 ◎ マイナンバーを提出できない申込者本人及び生計維持者の「課税証明書」または生計維持者の「生活保護決定(変更)通知書」 ◎「マイナンバーに代わる提出書類(所定様式)」
	【申請者が外国籍の場合】 ◎ 受給可能な在留資格であることを示す書類(「案内」p13,18 参照)
	【生計維持者が海外に居住し、前年度(※秋採用の場合は当年度)の住民税が課税されていない場合】 ◎ 「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書(所定様式)」
	【18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親の養育を受けていた場合】 ◎ 在籍等に関する書類(「案内」p18 参照)

※該当者のみが必要となる所定様式については、学生課にお問い合わせください。

問い合わせ先：宮城学院女子大学 学生課 [UNIPA QA「奨学金関係」](#)／電話 022-277-6271
 手続きや大学への問合せは、必ず学生自身が行ってください。